



資 料

— 資料目次 —

1. 「きたひろしま男女平等参画プラン」見直しに係る経過	29
2. 北広島市男女平等参画懇話会からの意見書	30
3. 北広島市男女平等参画懇話会設置要綱	43
4. 北広島市男女平等参画推進会議設置規程	44
5. 男女共同参画社会基本法	45
6. 男女共同参画基本計画(第2次)概要	51
7. 男女共同参画関連法の動き（1975年以降年表）	54
8. きたひろしま男女平等参画プラン推進状況（H14～H18）	55
9. 北広島市の男女平等参画を取り巻く状況	61

「きたひろしま男女平等参画プラン」見直しに係る審議経過

年 月	男女平等参画 懇話会	男女平等参画 推進会議・その他	概 要
H18年7月		H18 推進会議	プランの見直しと懇話会の設置について検討
H19年4月	懇話会市民委員 の募集		
		第1回推進会議	見直しスケジュール H14～H17 推進状況の評価方法 懇話会市民委員の選考
H19年5月	第1回懇話会		委嘱状交付・スケジュール確認・研修会
H19年6月	第2回懇話会		現状報告
H19年7月		第2回推進会議	H14～H17 推進状況 2次評価の検討
		第3回推進会議	H14～H17 推進状況 2次評価の検討 H18 推進状況と H19 年度重点事項
	第3回懇話会		推進状況について検討、意見交換
H19年8月		第4回推進会議	H18 推進状況第2次評価の検討
	第4回懇話会		見直し項目について検討、意見交換
H19年9月	第5回懇話会		見直し項目について検討、意見交換
H19年10月	第6回懇話会		見直しに係る意見書のとりまとめ
H19年11月	市長に意見書を 提出		「きたひろしま男女平等参画プランの 見直しに係る意見書」を市長へ提出
		男女平等参画職員研 修会開催（市民にも参 加を呼びかけ）	テーマ「少子・高齢時代のまちづくり～ キーワードは男女平等参画」講師安田睦 子さん（懇話会アドバイザー）
H19年12月		第5回推進会議	男女平等参画プラン改定素案の検討
		第6回推進会議	男女平等参画プラン改定素案の検討
	第7回懇話会		男女平等参画プラン改定素案について
H20年1月 ～2月（1/15～2/15）		素案を公表し、市民意 見募集	HP。広報きたひろしま 2月1日号 市役所市民生活課・各出張所窓口・エル フィンパーク市民サービスコーナー
H20年2月		第7回推進会議	市民意見募集結果とプラン改定案の作 成
	第8回懇話会		市民意見と修正後プラン改定案につい て
H20年3月		きたひろしま男女平 等参画プラン（改定 版）策定	



北広島市男女平等参画懇話会からの意見書

**きたひろしま男女平等参画プラン
見直しに係る意見書**

平成19年11月

北広島市男女平等参画懇話会

きたひろしま男女平等参画プラン見直しに係る意見書

北広島市長 上野正三 様

平成 19 年 11 月 5 日
北広島市男女平等参画懇話会
会 長 麻生 敏子

北広島市の男女平等参画社会の推進に市民意見を反映することを目的として、平成 19 年 5 月 26 日新たに設置された北広島市男女平等参画懇話会では、上野市長から「きたひろしま男女平等参画プラン」の見直しに係る意見を求められ、プランの推進状況を確認しながら、意見交換をいたしました。

北広島市は、平成 14 年度（2002 年）から平成 22 年度（2010 年）までの「きたひろしま男女平等参画プラン」を策定し、具体的な施策を掲げてその推進に取り組んでおります。推進状況につきましても中間評価報告を受け、その現状も勘案したうえで今後の男女平等参画の推進に向けて、次のとおり意見をまとめましたのでご報告申し上げます。

1 北広島市男女平等参画の現状認識

1-1 プランの推進状況について

プランの推進状況について概ね計画どおり推進されていることのご報告に対し、市長をはじめ各事業に従事している職員の方のご努力に敬意を表します。

1-2 北広島市の男女平等参画推進について

- ・男女平等参画情報が市民にあまり浸透していないように感じます。関係の法律改正や実施事業について、情報紙「えみんぐ」等で広報していますが、市民に十分周知されていないので、市広報紙の活用等分かりやすい広報啓発活動の工夫が必要です。

2 プランの見直しについて

新たに設置された北広島市男女平等参画懇話会ですが、委員一同意見交換していく中で、北広島市のこれからの少子高齢化のまちづくりに、女性も男性もすべての人が参画する男女平等参画の推進は不可欠なものであると実感しました。今後この懇話会が、市民の意見をきたひろしま男女平等参画プラン等に反映し、関係機関と連携し、市民の理解と参画でまちづくりが推進されるよう機能していきたいと考えています。

今回の見直しプランは平成 22 年度までとなっており、国の男女共同参画基本計画（第 2 次）や関連する法整備等の社会情勢の変化に対応した内容に一部改定されますが、この懇話会で出された意見が北広島市の特性として反映され、北広島市の男女平等参画社会の実現に向けて、より一層の取り組みが推進されることを期待します。

3 懇話会意見

3-1 今後の課題

見直し重点事項として、主に国の男女共同参画基本計画（第2次）の重点分野について注目し意見交換をしてきました。

その中で、北広島市の現プランで不足している項目として、男女平等参画の視点を生かした「防災対策」や「まちづくり」への取り組みや、女性に対する暴力の防止に対する取り組み、プラン策定後の少子高齢化の進行等社会情勢変化への対応が必要であると考えます。また、男女平等参画について理解を広げ深めるための広報・啓発活動の充実が必要であると考えます。

3-2 主な意見

◆新たな取り組みを必要とする分野における 男女共同参画の推進

- 防犯・防災対策分野における *男女共同参画の推進
- まちづくり、地域づくり分野における*男女共同参画の推進
 - ・地域の安全・安心のために～ 平等参画で災害に強いまちづくり
 - ・北広島の特性を生かした男女平等参画

※「男女平等参画」と「男女共同参画」

北広島市では通常「男女平等参画」を使用していますが、国の男女共同参画基本計画（第2次）の重点事項に係る項目であることを区別するため「男女共同参画」を使用しています。

・地域の安全、安心のために～平等参画で災害に強いまちづくり

- ・日常の生活環境から見て女性の方が地域のことを細かく把握していると思われ、女性がもっと町内会や連合町内会活動に参加できる体制をつくることが求められます。
- ・防災対策に男女平等参画の視点を取り入れて、災害が起こる前から地域での助け合い対策を考える等、市民が危機意識を持つことが必要です。
- ・防災意識を日頃から持つことは難しいことです。例えば、いろいろな立場の人の状況を知るために、実際の災害体験談を知る講演会等の機会を積極的に設けることにより、防災意識を高めることが期待されます。
- ・地域のまちづくりは町内会だけに限らず、学校、PTAというように、違う分野が連携してつながり男性も女性も理解しあい協力することが必要です。
- ・地域の安全安心を守るためには、日ごろからの情報交換や防災対策等の積み重ね

が大切です。例えば、男女共同で地域の防災マップづくりをする等、障がいのある方や援助の必要な高齢者、病弱な方等支援の必要な方とサポートする方のコミュニケーションが取れるような体制作りが期待されます。

- ・子どもたちを守るために、子どもが自分自身で身を守る知識を身につけることが大切です。市の図書館の中に、防災や性差教育の紙芝居や絵本を意識的に取り入れていくことが求められます。

・北広島の特性を生かした男女平等参画

北広島市では高齢化の進行に伴い、地域に会社等を退職された男性が多くなり、一方で専業主婦も多い傾向にあります。このことから、まちづくりの大きな担い手として、地域の中で、世代や性別を超え、男女が協力しあう男女平等参画を進めていくことがキーポイントとなり、これからの市のまちづくりに生かしていくことが期待されます。

◆女性に対するあらゆる暴力の根絶への取り組みの充実

- ドメスティック・バイオレンス（DV）を防止する取り組みの推進

・ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止について

- ・DV対応についての情報が一般的に不足しています。もう少し対応の流れ等を広報する必要があります。実際に悩んでいる人がいても、相談先が分からなかったり、相談したらどうなるかという流れが分からないから相談できないのではないかと思います。例えば、悩みを持つ人の「背中を押す一言」を掲載するなどリーフレットの工夫が求められます。
- ・被害者自身が、暴力をDVと感じていなかったり、あきらめていることがあると思います。より多くの広報の必要性が感じられます。
- ・DVは家庭内のことなので、本人も周りも、それがDVと気づいていないのではないかと思います。本人がDVと感じたときに、いつでも相談ができる体制づくりが一番必要なことであると考えます。
- ・被害者支援だけでなく、加害者となる人の原因を分析したり、指導する再教育ということも検討されることが期待されます。

◆高齢者が安心して暮らせる条件の整備

○ 高齢者虐待の防止について

・ 高齢者虐待の防止について

- ・新しい分野で、一般的に浸透していないと感じるため、より一層の広報活動が必要であると考えます。
- ・介護する人のストレスが大きいことが原因であると思いますので、公共のサービスを利用するなど、少しでも負担を軽くしていくことへの支援が求められます。
- ・施設での虐待は、利用者のアンケートを行ったり、外部に公開しオープンにすることで改善されていくものであると考えます。
- ・行政だけでなく、地域で支えあうことが必要です。例えば、子育てに母子保健推進員がいるように、高齢者見守り員のような、地域で気軽に介護の悩みについて相談にに応じてくれる方がいると良いのではないかと考えます。
- ・高齢者の気持ちや体力への理解、支える家族へのサポートが一番必要であると考えます。
- ・高齢者の認知症に対する理解が必要です。

◆ ＊男女共同参画について理解を広げ深めるための取り組みの推進

- 分かりやすい広報・啓発活動の展開
- メディアにおける人権の尊重の確保と情報活用のルール確立
 - ・「平等参画」より「共同参画」
 - ・男女平等参画を分かりやすく
 - ・男性の視点、女性の視点
 - ・専業主婦を対象とした男女平等参画
 - ・メディアからの情報を主体的に捉える力の必要性
 - ・基本的な生活習慣や規範がなくなっていることが問題

※「男女平等参画」と「男女共同参画」

北広島市では通常「男女平等参画」を使用していますが、国の男女共同参画基本計画（第2次）の重点事項に係る項目であることを区別するため「男女共同参画」を使用しています。

・「平等参画」より「共同参画」

男女がお互いを認め合うことが平等であると考えますが、「平等」の言葉が、全部同じでなければならないというように誤解され一人歩きをしているように感じます。現プランで使用されている「平等参画」より「共同参画」の方が、北広島市が目指す「男女が共に支えあい喜びも責任も分かち合う豊かで活力のある社会」を推進するという趣旨が分かりやすいと感じるため、名称の変更の検討をされても良いと考えます。

・男女平等参画を分かりやすく

「男女平等参画」という言葉は、難しく分かりにくいと感じます。例えば、町内会のことや活躍している人を取り上げる等、身近にある題材により男女平等参画を分かり易く伝えていくことに努めてください。

・男性の視点、女性の視点

- ・男性にとっても、男女平等参画社会は必要です。もう少し男性の視点から男性向けの講座や施策等の充実を求めます。
- ・女性にとっては、更なる男女平等参画の推進が必要ですが、平等を主張するだけでなく、社会の中でその責任を担っていくことが必要であるため、家庭や学校教育の充実や啓発活動が必要であると考えます。

・専業主婦を対象とした男女平等参画

子育て期の女性のための男女平等参画は、あまり考えられていないように感じます。

勤労女性だけでなく専業主婦のための事業や広報活動が求められます。

・メディアからの情報を主体的に捉える必要性

子どもの頃から、家庭や学校で、テレビや携帯電話、インターネット等の情報を主体的に読み解き、真偽を見抜き活用する能力を身につけていく必要があると考えます。携帯電話の出会い系サイト等情報によっては援助交際や性犯罪に巻き込まれるなど危険性が大きく、その正しい利用についてしつけや教育等、学習する機会の必要性があります。

・基本的な生活習慣や規範がなくなっていることが問題

男女平等参画の前に、基本的なしつけができていないことや社会規範がなくなっていることで、中身のない権利の主張だけが表面化してしまい、男女平等参画が正しく理解できない状況にあることが課題と感じます。

参考資料

◆ 懇話会詳細意見

5つの基本方針について

1 男女平等を育む教育の推進	
1	男女平等を育む教育の充実
1	男女平等を育む学校教育の推進
2	男女平等を育む家庭教育の推進
3	男女平等を育む生涯学習の推進
2	男女の人権と平等意識の啓発
1	女性問題に関する調査研究の推進
2	男女の人権教育の推進
3	性に関する情報の提供と啓発

● 1-1-1

- ①学校教育の推進の福祉副読本に男女平等参画関連項目の掲載が必要
現在の副読本では掲載が少ない。
- ②教職員の研修の充実の必要性
社会的にも教職員の事件等があり、教職員の学習機会が必要である。
- ③子どもたちに社会的性差(ジェンダー)だけでなく、性差について基本的に教育していく必要がある。
子どもたちの中性化が見られ、差別ではない性差の教育の必要性がある。

● 1-1-2

- ①男女平等参画意識の啓蒙の必要性 = 身近な話題
日常生活の中では「男女平等参画の必要性」について、感じていない。
- ②生活習慣として、「しつけ」の必要性
男女平等参画の前に、基本的な生活習慣が身につけていないまま大人になっていることが問題ではないか。

● 1-2-1

- ①生活に密着したところから男女平等参画を推進する必要性
講演会等の参加者が少ない対策としてテーマを分かり易くする必要性がある。
例=町内活動等身近な話題や事柄を題材に男女平等参画を分かり易いものにする。
=地域ごとにその地域にあったシンポジウムの開催等の実施

● 1-2-2

- ①北広島市では、人権教育が進んできている。人権相談や人権教室等の実施も行なわれ

浸透してきている。今後も関係機関の連携による継続が必要である。

●1-2-3

- ①携帯電話の出会い系サイト等インターネット情報の活用についての教育の必要性。
 情報によっては援助交際や性犯罪に巻きこまれるなどの危険性が大きく、その正しい利用について家庭や学校でのしつけや教育により学習する機会の必要性がある。

2 男女が共に働くための条件整備	
1 就労と家庭生活の調和を図る条件整備	
	1 育児・介護環境の整備 2 男女の家庭責任と就業との両立支援
2 就労の環境整備	
	1 雇用の場における男女平等の啓発 2 職場における男女平等の推進 3 男女が働きやすい環境の整備
3 女性の働く意識の向上	
	1 女性の働く意識の向上と能力開発の推進 2 女性の再就職・職域の拡大

●2-1-1

- ①地域の安全を守る体制整備の必要性
 子どもの通学路の安全を守るため、学校や各機関との連携による地域づくりが必要である。また、子どもだけでなく、地域の安全・安心な暮らしを守るための地域づくりに男女平等参画を活かしていく必要性がある。
- ②子どもを預かる体制は形だけでなく、その内容や働く人の環境整備が必要。
 2歳児特区について、ただ預かるだけとなり職員配置が不十分ではないのか。現状把握はできているのか。

●2-1-2

- ①女性も男性も、仕事と家庭生活のバランスを取りながら生活する環境整備が必要。
 ②企業や行政による子育てと仕事が両立できるような支援策の必要性。
 例＝ワークシェアリング、企業内保育施設、病児保育・病後児保育の充実

●2-2-2

- ①企業等の育児環境の整備
 育児期の就労について、女性も男性も短時間労働等の体制が取れるようにする。
 現実として、正職員（主に男性）の働く時間は長く、育児に関われないことが多く、

そのことから子育て中の女性はパート等の職になってしまう。
優秀な人材を確保するためにも就労時間の配慮等、企業の支援も必要である。

3 あらゆる分野での男女平等参画の推進

1 政策・方針決定過程への女性の参画推進

1 各種審議会等への女性登用の促進

2 家庭・地域への男性参画の促進

1 家庭・地域への男性参画の促進

3 社会活動への男女の参画促進

1 社会活動に男女が参画できる環境の整備

4 国際的視野に立った男女平等参画の推進

1 国際交流・協力活動への参画促進

●3-2-1

①男性の理解と意識改革の必要性

男性が地域や家庭生活との関わりが薄いのが問題

男性自身も長時間労働が当たり前というような生活習慣に対して疑問を持っていない。

日常生活上、必要に迫られると男性の意識も変わることができる。

●3-4-1

- ①これからの時代を担っていく子どもたちが、世界に視野を広げる機会の継続の必要性
サスカトゥーン市とのホームステイ等での国際交流は、子どもたちにとっても良い経験であり今後も継続が必要。

4 少子・高齢時代を乗り越える男女の自立に向けた支援

1 安心して子育てができる支援体制の整備

1 子育て不安に対応した支援

2 介護支援と環境整備の充実

1 在宅介護支援の充実

2 介護の社会化と男女平等参画の促進

3 女性のための相談体制の充実

1 女性のための総合相談・総合支援の体制整備

2 家庭生活の安定と自立支援

●4-1-1

①主婦の社会参画の環境整備の必要性

専業主婦（北広島市の特徴として専業主婦の割合が高い）を対象とした講座の開催の必要性。

例=子ども連れで参加できる講座等の開催により引きこもりがちな子育て期の女性への支援となる。

②無償労働への評価の必要性

家事や子育てをしている人（主に主婦）の家庭内労働の評価が低すぎる。

家庭や地域を支える主婦労働を評価・サポートする必要がある。

③子どもを持つ女性が安心して就労できる体制（意識と環境）の整備

●4-2-2

①介護者の整備の必要性

育児へのサポートは進んできているが、介護へのサポート体制が不十分。

②介護環境の整備の充実=男性の参画と理解

高齢時代にも関わらず、介護はいまだに女性の負担が大きく、介護制度に対する理解が社会的に進んでいない。特に男性の理解がなく、参画が少ないことが問題となっている。

●4-3-1

①相談窓口を分かり易いものにする必要性

②市役所の相談窓口があっても、どこに相談して良いか分かりにくい現状がある。

例=相談窓口の一本化やまず一箇所に相談すればすぐ分かるような体制にする。

5 すこやかな心身の保持とやすらぎのある生活の支援

1 男女の健康づくりの支援

1 男女の健康保持・増進の推進

2 母子保健と母性保護の推進

1 母性保護・母子保健の推進

◆ 北広島市の高齢化に伴う男女平等参画のメリット

退職した男性の増加
専業主婦が多い

北広島市の特性⇒

地域活動の大きな力

北広島市男女平等参画懇話会委員名簿

任期 平成 19 年 5 月 25 日から平成 21 年 5 月 24 日

◎会長 ○副会長 【50 音順・敬称略】

氏 名	所 属 団 体 等
◎ <small>あそう</small> 麻生 <small>としこ</small> 敏子	行政相談委員（男女共同参画担当委員）
<small>えんどう</small> 遠藤 <small>たかこ</small> 隆子	人権擁護委員
<small>えんどう</small> 遠藤 <small>ちえこ</small> 智恵子	北広島市消費者協会
<small>かぶき</small> 蕪木 <small>きよみ</small> 清文	鈴木造園(株)（北広島商工会）
○ <small>かんの</small> 菅野 <small>まゆみ</small> 真弓	市民委員（公募）
<small>きた</small> 北 <small>けんぞう</small> 健三	人権擁護委員
<small>ひきち</small> 引地 <small>なおこ</small> 直子	ヒッポファミリークラブ北広島 （北広島社会教育団体）
<small>ふじもと</small> 藤本 <small>りょうこ</small> 了子	市民委員（公募）
<small>まつなが</small> 松永 <small>ふみ</small> 文美	北広島市母子寡婦ニシの会
<small>からさわ</small> 柄澤 <small>ひさえ</small> 尚江	北広島市男女平等参画推進会議委員 （北広島市職員）
<small>やまち</small> 八町 <small>ふみお</small> 史郎	北広島市男女平等参画推進会議委員 （北広島市職員）

◆平成 19 年度北広島市男女平等参画懇話会アドバイザー

<small>やすだ</small> 安田 <small>むつこ</small> 睦子	（有）インタラクション研究所代表
---	------------------

北広島市男女平等参画懇話会開催状況

（検討経過）

回	開催日 場所	内 容
第1回	平成19年5月25日 本庁舎2階会議室	委嘱書交付 委員・事務局紹介 会長・副会長選出 懇話会の目的と役割について プラン概要と見直しについて 会議の進め方とスケジュール等 アドバイザー紹介 研修会（安田アドバイザーによる講義）
第2回	平成19年6月29日 中央会館1階集会室	現状報告に対する質疑 ・きたひろしま男女平等参画プランを取り巻く環境について ・プラン事業実施状況と第1次評価について
第3回	平成19年7月27日 本庁舎2階会議室	プランの推進状況について意見交換 ・プラン事業実施状況と第2次評価について
第4回	平成19年8月31日 本庁舎2階会議室	プランの見直し検討項目への意見交換 ・男女平等参画意識の浸透 ・男女平等参画の意識改革 ・北広島市の特性を生かした地域づくり ・子どもたちを守るために ・高齢化を地域で支えるために
第5回	平成19年9月28日 中央会館1階集会室	プランの見直し検討項目について意見交換 ・配偶者からの暴力や高齢者虐待の根絶について
第6回	平成19年10月24日 中央会館2階学習室	意見書案の検討 まとめ 市長への意見書により報告
第7回	平成19年12月14日 中央会館1階集会室	改定素案の報告と素案に対する意見交換
第8回	平成20年2月26日 本庁舎2階会議室	素案に対する市民意見募集結果とプランの改訂版（案）について

北広島市男女平等参画懇話会設置要綱

北広島市男女平等参画懇話会設置要綱

（設置）

第 1 条 本市における男女平等参画社会の実現に関し、広く市民の意見を求めるため、北広島市男女平等参画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 懇話会は次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 男女平等参画推進計画の策定及び改定に関すること。
- (2) 男女平等参画社会の総合的推進に関すること。
- (3) 男女平等参画社会実現に向けた関係施策に関すること。
- (4) その他男女平等参画社会の実現に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 懇話会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 人権擁護委員
- (2) 行政相談委員
- (3) 公募による市民
- (4) 関係団体の代表者
- (5) 市職員

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 懇話会には、必要に応じて学識経験者等のアドバイザーを置くことができる。

（会長及び副会長）

第 4 条 懇話会には、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 懇話会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第 6 条 懇話会の庶務は、市民部市民生活課において行う。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

北広島市男女平等参画推進会議設置規程

北広島市男女平等参画推進会議設置規程

平成14年5月14日
訓令第11号

（設置）

第1条 男女の平等参画による社会の形成を目指し、きたひろしま男女平等参画プランを総合的かつ計画的に推進するため、北広島市男女平等参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） きたひろしま男女平等参画プランの総合的な推進に関すること。
- （2） 男女平等参画社会の実現に向けた条例制定の検討に関すること。
- （3） その他必要と認められる事項

（組織）

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市民部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員は、職員のうちから市長が任命する。

（職務）

第4条 委員長は、会務を総理し、推進会議の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（作業部会）

第6条 推進会議は、第2条に規定する事務のうち特定の事項を調査及び研究する作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会委員は、部会長が指名する職員をもって充てる。
- 5 部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

（庶務）

第7条 推進会議の庶務は、市民部市民生活課において行う。

（委員）

第8条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

平成 11 年 12 月 22 日同第 160 号

前文

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を

発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)
- 第26条** 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)
- 第27条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任)
- 第28条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 第1条** この法律は、公布の日から施行する。
(男女共同参画審議会設置法の廃止)
- 第2条** 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。
(経過措置)
- 第3条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
 - 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 略

2 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 並びに第 30 条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 29 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から 10 まで 略

11 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

男女共同参画基本計画（第2次）概要

第1部 基本的な考え方

- 第1次基本計画期間中の取組を評価・総括し、新しい基本計画を策定。目指すべき社会の将来像に留意。

1. 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等

- (1) 男女共同参画基本計画
- (2) 第1次基本計画
- (3) 男女共同参画基本計画策定後の主な取組

2. 男女共同参画基本計画（第2次）の構成と重点事項

- (1) 男女共同参画基本計画（第2次）の構成
- (2) 男女共同参画基本計画（第2次）の重点事項
 - ①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ②女性のチャレンジ支援
 - ③男女雇用機会均等の促進
 - ④仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し
 - ⑤新たな分野への取組
 - ⑥男女の性差に応じた的確な医療の促進
 - ⑦男性にとっての男女共同参画社会
 - ⑧男女平等を推進する教育・学習の充実
 - ⑨女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - ⑩あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

1. 政策方針決定過程への女性の参画の促進

- (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請
- (3) 企業、教育、研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援
- (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供

2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
- (3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実
- (4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供

3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

- (2) 母性健康管理対策の推進
 - (3) 女性の能力発揮促進のための援助
 - (4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備
 - (5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備
- 4. 活力ある農村漁村の実現に向けた男女共同参画の確立**
- (1) あらゆる場における意識と行動の変革
 - (2) 政策・決定過程への女性の参画の拡大
 - (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
 - (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
 - (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備
- 5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援**
- (1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
 - (2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進
- 6. 高齢者が安心して暮らせる条件の整備**
- (1) 高齢者の社会参画の対する支援
 - (2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築
 - (3) 高齢期の所得保障
 - (4) 障害者の自立した生活の支援
 - (5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備
- 7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶**
- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
 - (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
 - (3) 性犯罪への対策の推進
 - (4) 売買春への対策の推進
 - (5) 人身取引への対策の推進
 - (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - (7) ストーカー行為等への対策の推進
- 8. 生涯を通じた女性の健康支援**
- (1) 生涯を通じた女性の健康の保持促進
 - (2) 妊娠・出産に関する健康支援
 - (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
- 9. メディアにおける男女共同参画の推進**
- (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
 - (2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

- 10. **男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実**
 - （1）男女平等を推進する教育・学習
 - （2）多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
- 11. **地球社会の「平等・開発・平和」への貢献**
 - （1）国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
 - （2）地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
- 12. **新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進**
 - （1）科学技術
 - （2）防災（災害復興を含む）
 - （3）地域おこし、まちづくり、観光
 - （4）環境

第3部 計画の推進

- 1. **国内本部機構の組織・機能等の拡充強化**
 - （1）男女共同参画会議の機能発揮
 - （2）総合的な推進体制の整備・強化等
- 2. **国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化**
- 3. **女性のチャレンジ支援**

男女共同参画関連法の動き（1975年以降年表）

年	国及び国連	北海道	北広島市
1975年	国際婦人年 ■ 世界行動計画（メキシコ世界女性会議）		
1977	■ 「国内行動計画」策定		
1978		■ 「北海道婦人行動計画」	
1980	女子差別撤廃条約（コペンハーゲン世界会議）		
1981		■ 「北海道婦人行動計画推進協議会（後の北海道女性会議）設置	
1985	ナイロビ将来戦略勧告～目標年次2000年（国連婦人の10年ナイロビ世界会議） ■ 「国籍法」改正 ■ 「女子差別撤廃条約」批准 ■ 「男女雇用機会均等法」公布		
1987	■ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	■ 「北海道女性の自立プラン」策定	
1991	■ 「育児休業法」公布	■ 「北海道女性プラザ」の設置	
1995	北京宣言行動綱領（北京第4回世界女性会議） ■ 「育児・介護休業法」公布施行	■ 「北海道男女平等参画懇話会」の設置	
1996	■ 「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997	■ 「男女雇用機会均等法」改正 ■ 「介護保険法」公布	■ 「北海道男女共同参画プラン」策定	
1999	■ 「男女共同参画社会基本法」公布施行		■ 「北広島市女性プラン推進委員会」設置 ■ 市職員対象「職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する基本方針」（マニュアル作成・相談と苦情処理窓口設置）
2000	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク国連本部） ■ 「男女共同参画基本計画」策定 ■ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布施行		
2001	■ 「配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布施行	■ 「北海道男女平等参画推進条例」公布施行 ■ 北海道男女平等審議会設置	■ 「きたひろしま男女平等参画プラン」策定
2002		■ 「北海道男女平等参画基本計画」策定（男女平等参画苦情処理委員設置）	■ 北広島市男女平等参画推進会議設置
2003	■ 「次世代育成支援対策推進法」公布施行 ■ 「少子化社会対策基本法」公布施行 ■ 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」公布		
2004	■ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
2005	国連婦人の地位委員会「北京+10」世界関係会合（ニューヨーク国連本部） ■ 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	■ 「北海道男女平等参画チャレンジ賞」を創設	■ 性同一性障害の方へ配慮した各種申請書等の見直し ■ 「北広島市次世代育成支援対策推進行動計画」策定
2006	■ 「男女雇用機会均等法」改正	■ 「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基計画」策定	
2007	■ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		■ 「北広島市男女平等参画懇話会」設置
2008			■ きたひろしま男女平等参画プラン（改定版）策定

きたひろしま男女平等参画プラン推進状況（H14～H18）

◎主な施策

1. 男女平等を育む教育の推進

- ◎男女平等を育む学校教育の推進
- ◎男女平等を育む生涯学習の推進
- ◎男女の人権教育の推進
- ◎男女平等を育む家庭教育の推進
- ◎女性問題に関する調査研究の推進
- ◎性に関する情報の提供と啓発
- ◆男性を対象とした「料理教室と生活自立講座」（高齢者支援課）
- ◆「男女平等参画パネル展」情報紙「えみんぐ」広報紙による特集記事掲載、市新任職員研修や庁内「男女平等参画推進メール」配信（男女平等参画）
- ◆生涯学習支援団体等245団体公開（社会教育課）
- ◆H15男女平等参画に関する市民意識調査実施報告600人（男女平等参画）
- ◆H18～職員による151メニューの出前講座実施（全課）
- ◆配偶者暴力防止法の改正に伴い、H16情報誌特集掲載、H17相談先を明記したカードとしおり作成（男女平等参画）
- ◆5人の人権擁護委員による人権相談と年6回「みんなの市民相談」の実施（市民生活課）

2. 男女が共に働くための条件整備

- ◎育児・介護環境の整備
- ◎雇用の場における男女平等の啓発
- ◎男女が働きやすい環境の整備
- ◎女性の再就職・職域の拡大
- ◎男女の家庭責任と就業の支援
- ◎職場における男女平等推進
- ◎女性の働く意識の向上と能力開発の推進
- ◆市内3保育園（稲穂・すずらん・大曲いちい）での地域子育て支援センター実施（児童家庭課）
- ◆H19～ファミリーサポートセンター事業の実施（児童家庭課）
- ◆延長保育（3保育園）H15年6月からは一時保育（1園）の実施（児童家庭課）
- ◆高齢者福祉サービスとして配食サービス（週5回）、地域福祉シンポジウムや高齢者の施設見学、介護体験講座実施（高齢者支援課）
- ◆H18～女性のエンパワーメント講座開催（市民生活課）
- ◆労働事業調査により市内民間事業所の雇用状況調査（商業労働課）

3. あらゆる分野での男女共同参画の推進

- ◎各種審議会等への女性登用の促進
- ◎社会活動に男女が参画できる環境の整備
- ◎家庭・地域への男女参画の促進
- ◎国際交流・協力活動への参画促進
- ◆北広島市審議会等女性登用率H22年度設定目標40%H17年度40.3%（全課）
- ◆男女平等参画フォーラムや情報誌の活用による啓発事業（市民生活課）
- ◆マタニティスクール両親コースの開催（健康推進課）
- ◆H17子育てガイドマップ・子育てガイドの発行（児童家庭課）
- ◆H16カナダ・サスカトゥーン市との交流事業（社会教育課）

4. 少子・高齢時代を乗り越える男女の自立に向けた支援

- ◎子育てで不安に対応した支援
- ◎介護の社会化と男女平等参画の促進
- ◎家庭生活の安定と自立支援
- ◎在宅介護支援の充実
- ◎女性のための総合相談・総合支援の体制整備
- ◆H15に輪厚・H18に大曲と児童センターの整備（児童家庭課）
- ◆H17に次世代育成支援対策推進行動計画策定（児童家庭課）
- ◆在宅介護支援センターの充実（基幹型1地域型3）、H16から徘徊高齢者の位置情報を確認できる「いどころ発信システム助成」、自立援助デイサービス等介護支援の充実（高齢者支援課）
- ◆H16年10月父子家庭も対象者とした「ひとり親家庭等医療費助成」の実施（市民課）
- ◆就学援助制度（管理課）
- ◆女性だけでなくひとり親家庭全般やDV問題まで家庭の総合相談の実施（児童家庭課）

5. すこやかな心身の保持とやすらぎのある生活の支援

- ◎男女の健康保持・増進の推進
- ◎母性保護・母子保健の推進
- ◆市民の健康・体力作りと主体的な活動のため、スポーツフェスティバル（30km歩ける会、ハーフマラソン大会、元気出すカーニバル）の開催（体育課）
- ◆糖尿病予防のための健康教育講座や各種健康審査、寝たきり予防の「いきいき健脚コース」の実施（健康推進課）

◎きたひろしま男女平等参画プラン主要取り組み実施状況

※実施状況

○	⇒ 実施
—	⇒ 未実施

※評価（北広島男女平等参画推進会議による）

☆☆☆	：順調に取組まれている
☆☆	：概ね取組まれている
☆	：より積極的な取組みを期待する
★	：早期に取組む必要がある

目標：男女平等参画社会の実現をめざして（担当課・評価についてH18年度を掲載）

基本方針・推進方策・推進項目・主要取り組み	担当課	実施状況（年度）					評価
		14	15	16	17	18	
基本方針1. 男女平等を育む教育の推進							
推進方策1 男女平等を育む教育の充実							
推進項目1. 男女平等を育む学校教育の推進							
① 男女平等に関する教職員研修会の開催	教育管理課	○	○	—	—	—	★
推進項目2. 男女平等を育む家庭教育の推進							
②子育て支援研修事業	社会教育課	—	—	—	—	—	☆☆☆
③地域子育てセミナーの開催	社会教育課	○	○	○	○	○	
④子育て移動講座の実施	社会教育課	○	○	○	○	○	
⑤子育て広場の実施	社会教育課	○	○	○	○	○	
⑥家庭教育テレフォンサービス	青少年課	○	○	○	○	○	
⑦男性向け各種講座の実施	高齢者支援課	○	○	○	○	○	
推進項目3. 男女平等を育む生涯学習の推進							
⑧男女平等参画フォーラムの開催	市民生活課	○	○	○	○	○	☆☆☆
⑨各種生涯学習活動の支援	社会教育課	—	○	○	○	○	
⑩男女平等観に立った社会教育の推進	社会教育課	—	○	—	○	○	
⑪市民の学習ニーズに対応した出前講座実施など多様な生涯学習機会の提供	社会教育課	○	○	—	○	○	
推進方策2 男女の人権と平等意識の啓発							
推進項目1 女性問題に関する調査研究の推進							
⑫男女平等参画フォーラムの実施（再掲⑧）	市民生活課	○	○	○	○	○	☆☆
⑬男女平等参画啓発の充実（H14から継続）	市民生活課	○	○	○	○	○	
⑭市職員研修会の充実	総務課	○	○	○	○	○	
⑮市職員に対する意識改革の取り組み（H16から継続）	総務課	×	×	○	○	○	
⑯男女平等参画各種意識調査の実施	市民生活課	—	○	—	○	○	
推進項目2 男女の人権教育の推進							
⑰男女の人権教育の推進	市民生活課	○	○	○	○	○	☆☆
⑱人権尊重思想の普及啓発	市民生活課	○	○	○	○	○	
⑲人権相談の実施	市民生活課	○	○	○	○	○	
⑳セクシュアル・ハラスメントを防ぐための意識啓発	商業労働課 市民生活課 総務課	○	○	○	○	○	
推進項目3 性に関する情報の提供と啓発							
㉑「性の商品化」問題に関する啓発	市民生活課	—	—	—	—	○	☆☆
㉒エイズ予防に関する知識の普及・啓発の実施	健康推進課	○	○	○	○	○	

※ 学校教育の現場では、男女平等の意識は浸透しているといえますが、社会問題ともなっているいじめや、不登校等の問題については、女性も男性も子どもも大人も一人ひとりの個性と能力が認められ発揮できる社会であれば、起こるはずはなく、未だお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合う意識を育てる人権意識が不足していると考えられ、一層の人権教育の推進が望まれます。

また、現代の情報過多の時代においては、個人の意識に、性の商品化情報等が大きな影響を及ぼすことがあり、メディアにおける性差別表現を市民一人ひとりが判断できる視点を持つことが求められ、人権尊重について学習できる機会が必要と考えます。

基本方針・推進方策・推進項目・主要取り組み	担当課	実施状況（年度）					評価
		14	15	16	17	18	
基本方針2. 男女が共に働くための条件整備							
推進方策1 就労と家庭生活の調和を図る条件整備							
推進項目1. 育児・介護環境の整備							
㉓地域子育て支援センターの充実	児童家庭課	○	○	○	○	○	☆☆
㉔乳幼児・一時保育・延長保育の推進	児童家庭課	○	○	○	○	○	
㉕休日保育・病児保育の検討	児童家庭課	-	-	-	-	-	
㉖学童クラブの整備充実	児童家庭課	○	○	○	○	○	
㉗ファミリーサポートセンター事業	児童家庭課	-	-	-	-	-	
㉘訪問介護、訪問入浴サービス、福祉用具貸与等の在宅福祉サービスの充実	高齢者支援課	○	○	○	○	○	
推進項目2. 男女の家庭責任と就業との両立支援							
㉙育児休業制度の啓発・普及	商業労働課	○	○	○	○	○	☆☆
㉚労働時間の短縮の促進	商業労働課	○	○	○	○	○	
㉛介護知識の普及・啓発	高齢者支援課	○	○	○	○	○	
㉜男性の料理教室など家庭・育児に関する講座の開設（再掲㉗）	高齢者支援課	○	○	○	○	○	
㉝ホームヘルパー講習会への参加促進	高齢者支援課	○	○	○	○	○	
推進方策2. 就労の環境整備							
推進項目1. 雇用の場における男女平等の啓発							
㉞求人情報の提供	商業労働課	○	○	○	○	○	☆☆
㉟諸制度や支援制度の情報提供	商業労働課	○	○	○	○	○	
㊱雇用主や労働者に対する男女平等・機会均等の啓発	商業労働課	○	○	○	○	○	
㊲再就職・再雇用制度の啓発と情報提供	商業労働課	○	○	○	○	○	
推進項目2. 職場における男女平等の推進							
㊳市職員の研修機会の充実（再掲㉔）	総務課	○	○	○	○	○	☆☆
㊴労働事情調査の実施	商業労働課	○	○	○	○	○	
㊵パートを含む労働条件の把握	商業労働課	○	○	○	○	○	
㊶育休・産休・介護休暇制度の普及・啓発	商業労働課	○	○	○	○	○	
推進項目3. 男女が働きやすい環境の整備							
㊷セクシュアル・ハラスメントを防ぐための意識啓発（再掲㉕）	商業労働課 市民生活課 総務課	○	○	○	○	○	☆☆
㊸「女性労働者の能力発揮促進のための自主的取り組みに関するガイドライン」の周知	商業労働課	-	-	-	-	×	
推進方策3 女性の働く意識の向上							
推進項目1. 女性の働く意識の向上と能力開発の推進							
㊹女性の学習機会の充実	市民生活課	○	○	-	-	○	☆☆
㊺労働に関する諸制度や支援制度の情報提供	商業労働課	○	○	○	○	○	
推進項目2. 女性の再就職・職域の拡大							
㊻再就職・再雇用の普及促進	商業労働課	○	○	○	○	○	☆☆
㊼再就職希望者への情報提供	商業労働課	○	○	○	○	○	
㊽最先端技術者養成講座の開催（H17～企業セミナー開催）	工業振興課	○	○	○	○	○	

※ 女性も男性も、仕事と家庭を両立させ、家庭や仕事を大切にしながら、地域の中で暮らしていける環境づくりが今後も必要とされています。就労の環境整備に関する取り組みは、国、北海道が主体となって取り組んでおり、市の現況の主な取り組み状況は労働事情調査であるが、労働条件や就労環境は、景気の動向にも大きく左右されるものです。今後は商工会とも連携し、事業者へ諸制度等の啓発普及を図る必要があると考えます。

基本方針・推進方策・推進項目・主要取り組み	担当課	実施状況（年度）					評価
		14	15	16	17	18	
基本方針3. あらゆる分野での男女平等参画の推進							
推進方策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進							
推進項目1. 各種審議会等への女性登用の促進							
④付属機関・行政委員会・審議会への女性登用の促進	全 課	○	○	○	○	○	☆☆
⑤市女子職員の登用の促進と職域拡大(H14から実施)	総務課	○	○	○	○	○	
⑥女性がさまざまな分野に参画するための必要な情報提供	市民生活課	○	○	○	○	○	
推進方策2. 家庭・地域への男性参画の促進							
推進項目1. 家庭・地域への男性参画の促進							
④男女平等参画フォーラムの開催(再掲③)	市民生活課	○	○	○	○	○	☆☆
⑤男性が家庭経営に参画するための講座の開設(再掲⑦⑧)	高齢者支援課	○	○	○	○	○	
④男性の育児・介護休暇制度の普及・啓発(再掲⑨・⑩)	商業労働課	○	○	○	○	○	
⑤男性の子育て参加の促進	健康推進課	○	○	○	○	○	
⑥子育てガイドブックの作成	児童家庭課	-	-	○	-	-	
⑥介護知識に関する学習機会の提供(再掲⑩)	高齢者支援課	○	○	○	○	○	
⑥ホームヘルパー講習会への参加促進(再掲⑩)	高齢者支援課	○	○	○	○	○	
推進方策3. 社会活動に男女が参画できる環境の整備							
推進項目1. 社会活動に男女が参画できる環境の整備							
④地域活動や学習活動に必要な情報の提供	社会教育課	○	○	○	○	○	☆☆
⑥様々な場面での託児体制の充実	全 課	○	○	○	○	○	
推進方策4. 国際的視野に立った男女平等参画の推進							
推進項目1. 国際交流・協力活動への参画促進							
④カナダ・サスカツーン市との交流事業の推進	社会教育課	-	○	○	○	○	☆☆
⑥国際交流協議会との連携	社会教育課	○	○	○	○	○	
⑥世界の女性問題の情報提供	市民生活課	-	-	-	-	-	

※ 審議会等の女性の登用率は、平成22年度40%を目標に取り組みを行って、一定の成果を上げておりますが、審議会により女性の委員がいないところや、改選により女性委員がいなくなるなど、まだ安定した状況とはいえず、引き続き女性の政策・方針決定過程への参画拡大に向けて関係各課への働きかけの強化等取り組みが必要です。

男女平等参画は女性問題に限定される傾向がありますが、男性の問題でもあります。家庭や自治会等地域で生活をするうえで、男女の均等な参画と協力がなくては成り立ちません。個人の性別による役割分担意識を開放し、男女平等参画への理解と育児や地域活動への参画が必要であり、男性講座の開催や参加しやすい時間設定などそのための工夫が必要です。

基本方針・推進方策・推進項目・主要取り組み	担当課	実施状況（年度）					評価
		14	15	16	17	18	
基本方針4. 少子・高齢時代を乗り越える男女の自立に向けた支援							
推進方策1 安心して子育てができる支援体制の整備							
推進項目1. 子育て不安に対応した支援							
⑥地域子育て支援センターの充実（再掲⑤） 子育てガイドブックの作成（再掲⑤） ファミリーサポートセンター事業（再掲⑤） 乳児保育・一時保育・延長保育の推進（再掲⑤） 休日保育・病児保育の検討（再掲⑤）	児童家庭課	○	○	○	○	○	☆☆☆
⑥乳幼児医療費の助成	市民課	○	○	○	○	○	
⑥児童館の整備	児童家庭課	○	○	○	○	○	
⑥子育て・育児サークルの支援	児童家庭課	○	○	○	○	○	
推進方策2. 介護支援と環境整備の充実							
推進項目1. 在宅介護支援の充実							
⑥デイサービスの充実	高齢者支援課	○	○	○	○	○	☆☆
⑥ホームヘルプサービスの充実（H18介護保険法改正により終了）	福祉課	○	○	○	○	×	
⑥ショートステイサービスの充実（H18介護保険法改正により終了）	福祉課	○	○	○	○	×	
⑥いどころ発信システム助成（H16から実施）	高齢者支援課	×	×	○	○	○	
推進項目2. 介護の社会化と男女平等参画の促進							
⑥在宅介護支援センター（H18～高齢者支援センター）	高齢者支援課	○	○	○	○	○	☆☆
⑥ホームヘルパー講習会への参加促進（再掲⑤）	高齢者支援課	○	○	○	○	○	
⑥地域ケア会議の開催	高齢者支援課	○	○	○	○	○	
⑥福祉サービス充実のためのマンパワーの養成・確保	福祉課	-	-	○	○	○	
⑥ボランティアの養成と活動に対する各種支援とネットワーク化	高齢者支援課	-	○	○	○	○	
推進方策3. 女性のための相談体制の充実							
推進項目1. 女性のための総合相談・総合支援の体制整備							
⑦人権相談の実施（再掲）	市民生活課	○	○	○	○	○	☆☆
⑦女性の総合相談体制の充実	児童家庭課	○	○	○	○	○	
⑦女性問題の情報収集・提供の充実	市民生活課	○	-	-	-	○	
⑦女性情報誌の発行（再掲⑬）	市民生活課	○	○	○	○	○	
⑦男女平等参画各種意識調査の実施（再掲⑤）	市民生活課	-	○	-	○	○	
推進項目2. 家庭生活の安定と自立支援							
⑦母子家庭等医療費助成 （H16～ひとり親家庭等医療費助成）	市民課	○	○	○	○	○	☆☆
⑦母子・寡婦福祉資金	児童家庭課	○	○	○	○	○	
⑦特定者定期乗車券割引	児童家庭課	○	○	○	○	○	
⑦上下水道料金助成（H18年度で終了事業）	児童家庭課	○	○	○	○	○	
⑦就学援助	（教育）管理課	○	○	○	○	○	

※ 女性の相談体制の整備については、現在は母子相談と家庭児童相談の中で対応していますが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正もあり、社会問題化しているドメスティック・バイオレンスの被害者相談と保護に対する相談体制の強化と環境の整備が必要です。また現代の家族形態の多様化により女性だけでなく、市民生活の中で起こる様々な問題に対応する市民が判り易い相談体制の整備と強化が必要です。

基本方針・推進方策・推進項目・主要取り組み	担当課	実施状況（年度）					評価
		14	15	16	17	18	
基本方針 5. すこやかな心身の保持とやすらぎある生活の支援							
推進方策1 男女の健康保持・増進の推進							
推進項目 1. 男女の健康保持・増進の推進							
㊦ スポーツ・レクリエーション活動の推進	体育課	○	○	○	○	○	☆☆
㊧ 各種スポーツ・レクリエーション教室の開催	総合体育館	○	○	○	○	○	
㊨ 健康意識啓発の推進	健康推進課	○	○	○	○	○	
㊩ 健康教育講座の開催	健康推進課	○	○	○	○	○	
㊪ 生活習慣改善指導の充実	高齢者文庫課	○	○	○	○	○	
㊫ 各種健康診査・検診の実施	健康推進課	○	○	○	○	○	
㊬ 健康づくり地域活動の推進	健康推進課	○	○	○	○	○	
推進方策2. 母子保健と母性保護の推進							
推進項目 1. 母性保護・母子保健の推進							
㊭ 妊婦健康診査・乳幼児健康診査の実施	健康推進課	○	○	○	○	○	☆☆☆
㊮ マタニティスクール・両親コースの実施	健康推進課	○	○	○	○	○	
㊯ 両親の家庭教育の実施（再掲㊮両親コースで対応）	健康推進課	○	○	○	○	○	
㊰ 母子保健推進員による妊婦・乳児の家庭訪問・育児交流の充実	健康推進課	○	○	○	○	○	
㊱ 相談体制の充実	健康推進課	○	○	○	○	○	
㊲ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った健康教育・相談・指導助言体制の充実	健康推進課	○	○	○	○	○	

※ 人は生きていくうえで心身ともに健康であることが、基本となります。市では健康づくり計画（健康きたひろ21）に基づき健康増進や疾病予防の各種事業を行っておりますが、現在の「元気フェスティバル」は市民参画による世代を超えた事業として定着しており、今後さらに高齢化時代を迎え、それぞれの世代に合わせた健康づくり事業が求められています。

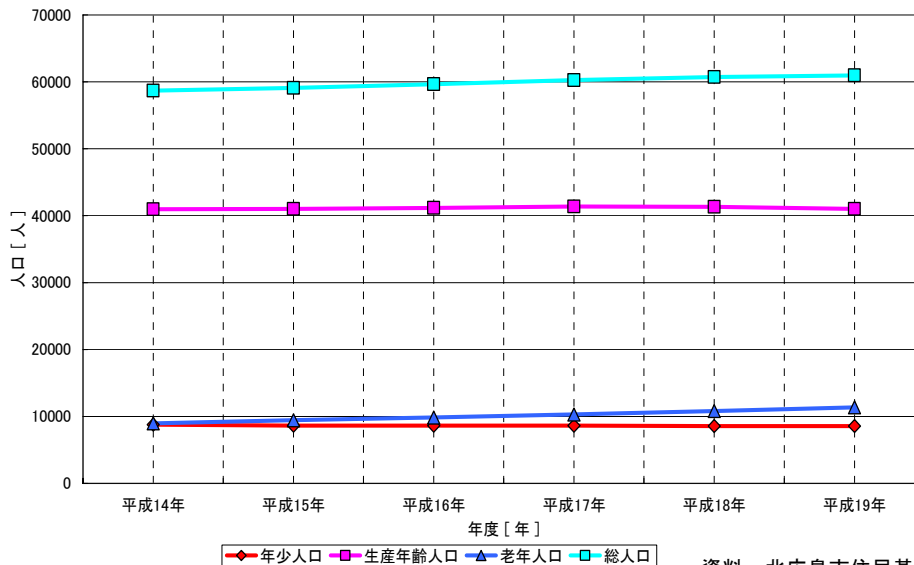
核家族化や少子化の進行する中、家庭での育児の孤立化を予防し、母子の健康を保障することは重要な課題であり、現在実施している第一子新生児訪問事業や児童虐待予防のための虐待防止ケアマネジメントシステムは、有効な事業であり今後の継続的实施と母子保健の充実が必要です。

北広島市の男女平等参画を取り巻く状況

1. 本市の人口統計

本市の人口は年々増加の傾向にありますが、年少人口（0～14歳）が減少傾向にあるのに対し、老年人口（65歳以上）が増加傾向であり、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

本市の人口統計



資料：北広島市住民基本台帳

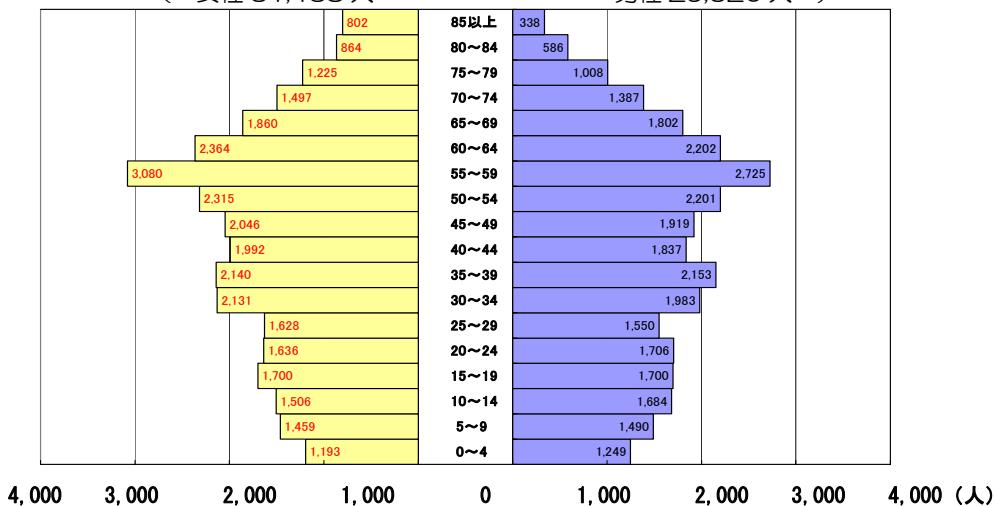
内訳（3月31日現在）	H14	H15	H16	H17	H18	H19
総人口	58,667	59,092	59,634	60,274	60,698	60,958
年少人口（0～14歳）	8,766	8,644	8,628	8,638	8,597	8,581
老年人口（65歳以上）	8,960	9,421	9,830	10,283	10,788	11,369
生産年齢人口（15～64歳）	40,941	41,027	41,176	41,353	41,313	41,008

2. 本市の男女別年齢別人口

本市人口の男女比は、ほぼ1：1ですが、年齢が高くなるほど、女性の人口が多くなっています。特色として、男性も女性も団塊世代を中心に55歳から59歳の人口が多くなっています。

資料：北広島市住民基本台帳

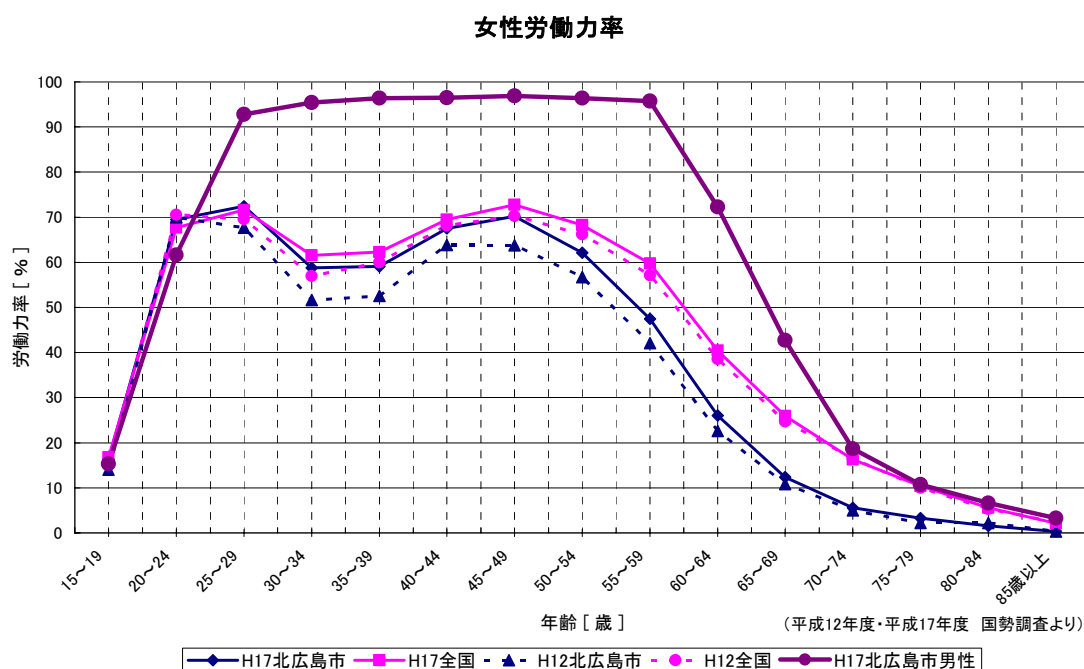
平成19年男女別年齢別人口（3月31日現在）60,958人
（女性 31,438人 年齢 男性 29,520人）



3. 女性の年齢階級別労働力率の推移

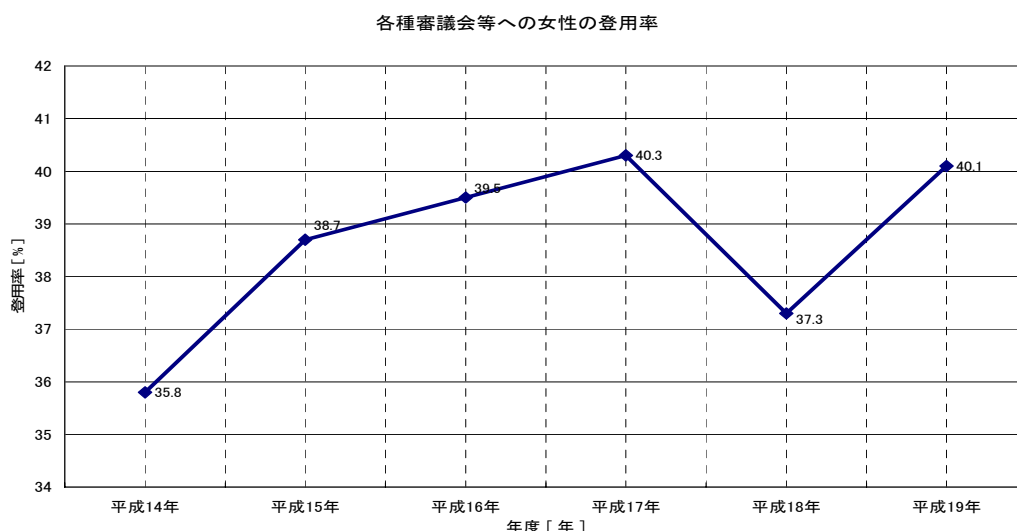
本市の男女別の労働力率を見ると、男性が20代前半から50代後半まで一貫して90%以上の逆U字型を描いているのに対し、女性は20代後半をピークに30代でおよそ60%に減少し、40代で再び増加に転じるM字型曲線を描いています。

これは、出産・育児を機に仕事を辞める、中断する人が多いことを示しています。本市はこのM字型が平成12年度に比べ解消はしていますが、まだ、全国平均よりも大きいM字型曲線を描き出産等で専業主婦が多い傾向にあります。また、全国と本市とを比較すると、50代以降の就業率が低い傾向にあります。



4. 各種審議会等への女性の登用率

本市の各種審議会等への女性の登用率は概ね30%を超えており、平成17年には目標の40%を超えました。ただし、委員の改選により、平成18年度には37%まで下がり、安定していないことがうかがえます。そのため、これからも女性の参画が積極的に行なわれていることが望まれます。



きたひろしま男女平等参画プラン（改定版）

平成 20 年 3 月

北広島市

担当課：〒061-1192北広島市中央 4 丁目 2 番地 1

北広島市市民部市民生活課

（男女平等参画担当）

Tel： 011-372-3311 内線 716

Fax： 011-372-6188

Email： shimins@city.kitahiroshima.lg.jp

